

関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における
文化学術研究施設の特別償却の償却限度額の
計算に関する付表（措法43の2）

事業 年 度	・ ・	法人名	
-----------	--------	-----	--

文化学術研究施設の名称	1				
(機械・装置の耐用年数表の番号) 研究施設の種 類 等	2	()	()	()	
研 究 施 設 の 名 称	3				
資産の用途（研究開発の目的）	4				
取 得 等 年 月 日	5	平 . .	平 . .	平 . .	
事業の用に供した年月日	6	平 . .	平 . .	平 . .	
購 入 先	7				
研究施設の取得価額	8	円	円	円	
特 別 償 却 率	9	$\frac{13 \text{又は} 26}{100}$	$\frac{13 \text{又は} 26}{100}$	$\frac{13 \text{又は} 26}{100}$	
特 別 償 却 限 度 額 (8) × (9)	10	円	円	円	
償却・準備金方式の区分	11	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金	
適 用 要 件 等	建設計画の承認年月日	12	昭 平 . .	昭 平 . .	昭 平 . .
	国土庁長官の証明年月日	13	平 . .	平 . .	平 . .
	研究所用の施設の取得等に 必要な資金の額	14	円	円	円
	その他参考となる事項	15			

特別償却の付表(六) 平十二・四・一以後終了事業年度分

特別償却の付表（六）の記載の仕方

- 1 この付表（六）は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第43条の2《関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、文化学術研究施設の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。
- 2 「文化学術研究施設の名称1」には、例えば「〇〇研究センター」、「〇〇研究所」等のように関西文化学術研究都市建設促進法第2条第4項に規定する「文化学術研究施設」の名称を記載します。
- 3 「研究施設の種別等2」には、文化学術研究施設のうち租税特別措置法施行令第28条の2第1項各号の要件を満たす研究所用の施設に含まれる措置法第43条の2第1項に規定する研究施設（以下「研究施設」といいます。）が「建物」、「建物附属設備」又は「機械及び装置」のいずれの種別に該当するかの区分に応じ、その種別、構造、細目等を記載します。また、その研究施設が機械及び装置である場合には、（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。
- 4 「研究施設の名称3」には、研究施設に該当する資産の名称を記載します。
- 5 「資産の用途（研究開発の目的）4」には、例えば「新素材の研究開発」、「通信技術の研究開発」等のように研究施設の用途（研究開発の目的）を記載します。
- 6 「研究施設の取得価額8」には、研究施設の取得価額を記載しますが、研究施設が機械及び装置である場合には1台又は1基の取得価額が240万円に満たないものはこの制度の適用対象資産となりませんので注意してください。

また、その研究施設につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を引当金勘定に繰り入れる方法又は積立金勘定に積み立てる方法により経理しているときは、その繰入額又は積立額（繰入限度超過額又は積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。
- 7 「特別償却率9」の分子は、次の場合に応じそれぞれ次の特別償却率を○で囲みます。
 - (1) 研究施設が建物及びその附属設備である場合…「13」
 - (2) 研究施設が機械及び装置である場合…「26」
- 8 「償却・準備金方式の区分11」は、その研究施設につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 9 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「建設計画の承認年月日12」には、関西文化学術研究都市建設促進法第5条第1項に規定する建設計画の承認年月日を記載します。
 - (2) 「国土庁長官の証明年月日13」には、その研究所用の施設を設置することが関西文化学術研究都市建設促進法第5条第1項に規定する建設計画の達成に資することについての国土庁長官の証明年月日を記載します。
 - (3) 「研究所用の施設の取得等に必要な資金の額14」には、技術に関する研究開発の用に供される研究所用の施設（文化学術研究施設）の取得又は製作若しくは建設に必要な資金の額（その研究所用の施設に係る土地又は土地の上に存する権利の取得に必要な資金の額及び借入金の利子の額を除きます。）を記載しますが、この金額が2億円に満たない場合には、措置法第43条の2の規定の適用はありませんから注意してください。
 - (4) 「その他参考となる事項15」には、その資産が文化学術研究施設のうち研究所用の施設に含まれる研究施設に該当する旨等参考となる事項を記載してください。